

議案第8号

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

君津地方教育委員会連絡協議会と君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会及び
君津木更津薬剤師会薬業会との間で報酬の額の見直しに係る協議が整ったことに伴
い、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬の額を引き上げるため、条例の一部
を改正するものである。

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年
富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表学校医・学校歯科医の項中「113,000」を「125,000」に改め、同表学校薬剤
師の項中「77,500」を「85,000」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。